

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

松茂町長

## 公表日

令和6年3月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び関連法令に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更届等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等の事務を行う。当町においては国民健康保険税の賦課は税務課で行うが、当該資格給付事務の遂行のため国民健康保険税賦課収納に係る情報を確認する場合がある。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認            ②被保険者の資格管理や給付等に関する事務及び給付等に係る所得区分の判定の確認            ③特定健康診査及び特定健康指導、その他被保険者を対象とした保健事業            ④情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の照会及び提供、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録            ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務            ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)</li> <li>・国保総合システムおよび国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項及び別表第一 第16項・第30項、</li> <li>・番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項・第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>【別表第二における情報提供の根拠】              第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項</li> <li>【別表第二における情報照会の根拠】              第27項、第42項、第43項、第44項、第45項、第121項</li> <li>・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項・第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町住民課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月6日	部署	健康保険課	住民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年3月6日	所属長	健康保険課長	住民課長	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年3月6日	I-1. ②事務の概要	追加	④情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の照会及び提供、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録 ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務	事前	事前通知事項を追加
平成29年3月6日	I-1. ③システムの名称	追加	・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) (*)国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	事前通知事項を追加
平成29年3月6日	公表日	平成27年12月25日	平成29年3月9日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	対象人数 (いつの時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	取扱者数 (いつの時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	公表日	平成29年3月9日	平成30年4月1日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年8月31日	I-1. ②事務の概要	追加	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	事前通知事項を追加
令和2年8月31日	I-1. ③システムの名称	追加	・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事前通知事項を追加
令和2年8月31日	I-3 法令上の根拠	追加	・番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項・第2項	事前	事前通知事項を追加
令和2年8月31日	I-4. ②法令上の根拠	追加	・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項・第2項	事前	事前通知事項を追加
令和2年8月31日	対象人数 (いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年8月31日	取扱者数 (いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年1月31日	I-3. ②法令上の根拠	・番号法 第9条第1項及び別表第一 第16項・第30項、	・番号法 第9条第1項及び別表第一 第30項	事後	
令和6年1月31日	I-4. ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号	・番号法 第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年1月31日	I-4. ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、 第39項、第42項、第43項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、 第97項、第106項、第109項 【別表第二における情報照会の根拠】 第27項、第42項、第43項、第44項、第45項	【別表第二における情報提供の根拠】 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、 第39項、第42項、第43項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、 第97項、第106項、第109項、第120項 【別表第二における情報照会の根拠】 第27項、第42項、第43項、第44項、第45項、第121項	事後	
令和6年1月31日	対象人数 (いつの時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年1月31日	取扱者数 (いつの時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。